

日程第3 請願第1号 水道料金の引き上げ中止を求める請願について と、日程第4 請願第2号 可燃ごみ問題について、今一度、全地域の声、市民の声に耳を傾けて頂きたく、行政と市民の対話を求める請願について

○議長（土井裕美子君）日程第3 請願第1号 水道料金の引き上げ中止を求める請願について と、日程第4 請願第2号 可燃ごみ問題について、今一度、全地域の声、市民の声に耳を傾けて頂きたく、行政と市民の対話を求める請願について の2件を一括議題といたします。

本件に対し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 8番 杉本さん。

〔8番（杉本俊彦君）登壇〕

○8番（杉本俊彦君）去る6月20日の本会議において、本委員会に付託された請願第1号 水道料金の引き上げ中止を求める請願について、請願第2号 可燃ごみ問題について、今一度、全地域の声、市民の声に耳を傾けて頂きたく、行政と市民の対話を求める請願について を審査するため、6月24日に委員会を開催し、慎重審査の結果、請願第1号は賛成少数で不採択とすべきもの、請願第2号は全会一致で採択すべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

請願第1号の趣旨は、和歌山県下9市の中で最も高い水道料金であり、今年10月から、市民に十分な説明を行うことなくさらに値上げをしようとしている。水道事業会計が黒字であるにもかかわらず、50年、100年先の補修費を今の市民に負担させるとする水道事業の再構築計画を見直し、水道料金の引き上げを行わないことを求めるものである。

委員から、紹介議員に対し、請願趣旨に記載されている水道料金について、今議会で提案されている金額とは異なっているが、いかがか とのただしがあり、5月から署名活動に取り組んでおり、その時期には議案も提案されておらず、橋本市水道事業審議会に出された資料をもとに金額を記載せざるを得なかった との答弁がありました。

田辺市の約2倍との記載があるが、資料をもとに計算したところでは、10^m³では1.5倍、20^m³では1.6倍、30^m³では1.5倍、50^m³では1.2倍となったが、いかがか とのただしがあり、正確な数字はそのとおりである との答弁がありました。

委員から当局に対し、請願趣旨にあらわされた数字についてどう捉えるか とのただしがあり、水道事業再構築計画は、今後20年間で195億円が必要となるとの計画であり、21年目以降の費用を負担していただくものではない。1,000億円という数字は、現在の全ての設備をダウンサイジングを行うことなく更新した場合に必要な費用である。また、供給単価178円とあるのは、料金単価を指すものである との答弁がありました。

討論に入り、採択することに賛成の立場から、請願趣旨にあらわされた数字に不備が見られるのは確かであるが、水道料金を上げてほしくないという市民の思いが伝わってくるので本請願に賛成する との討論がありました。

採択することに反対の立場から、水道料金を上げてほしくないという気持ちはすごくよくわかったが、議員である以上、正しい数字で署名されているかどうかを判断しなければならず、この文面で出された請願に対しては

どうしても賛成できない との討論がありました。

請願第2号の趣旨は、今年度より可燃ごみ収集が週1回となったが、ごみ収集はにおい、衛生面からも市民生活に直結した問題であり、これまで困っている方々の声が多数あることから、いま一度、全地域の市民の声に耳を傾けるよう行政と市民との対話を求めるものである。

委員から紹介議員に対し、本請願はごみ収集を週1回から週2回、週3回に増やしてほしいということではなく、まず対話を行ってほしいと受け取れるがどうか とのただしがあり、収集の回数を増やしてほしいということではなく、対話によっていろいろな知恵を出し合いたいという趣旨である との答弁がありました。

対話について場所や回数等具体的な記載がなく、どのような形の対話を求めているかが明らかでなく、対話を行う上で方向などの食い違いが生じるおそれがあるが、いかがかと のただしがあり、個人的には特定の人だけでなく、ある程度、市民全員とかかわって対話をしてほしいということである。ただ、今後、自治基本条例の中でさまざまな分野において行政は対話を用いて市民とかかわっていく必要があり、行政と市民が一緒になって成長していくことができるような対話方法を考えていくことができる行政であってほしいという思いから、具体的な方法は記載していない との答弁がありました。

○議長（土井裕美子君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより請願第1号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

11番 阪本さん。

〔11番（阪本久代君）登壇〕

○11番（阪本久代君）請願第1号 水道料金の引き上げ中止を求める請願について 委員長報告では不採択でしたが、私は採択することに賛成の立場で討論をいたします。

経済建設委員会では、請願趣旨の文章に不備があるので賛成できないと言われました。確かに、田辺市の約2倍の料金という表現は正確ではないかもしれませんが、四捨五入すれば約2倍です。2,400円の引き上げというのも、きちんと審議会に提出された資料よりと書いてあります。議案が出てから請願提出の期限が1週間と短いので、どうしてもそこまですべてに出ている資料で文書をつくることになり、解釈の間違いがあったかもしれません。

しかし、署名に賛同した人は、何よりも今でも高い水道料金、これ以上上げてもらっては困るという意味を示しているのです。値上げは仕方がないという考えの方には、この署名には賛同してもらえませんでした。

したがって、署名に賛同された3,000名を超える方々の意思を尊重して、この請願を採択することに賛成いたします。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第1号 水道料金の引き上げ中止を求める請願について を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択と決しました。

次に、請願第2号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、請願第2号 可燃ごみ問題について、今一度、全地域の声、市民の声に耳を傾けて頂きたい、行政と市民の対話を求める

請願について を採決いたします。

委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本件は委員長報告のとおり採択されました。